

議案第178号

川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年1月26日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例（平成27年川崎市条例第67号）の一部を次のように改正する。

別表第2の4の項中「又は外国人生活保護関係情報」を削り、同表の6の項を削り、同表の7の項中「、川崎市営住宅条例」を「又は川崎市営住宅条例」に改め、「又は外国人生活保護関係情報」を削り、同項を同表の6の項とし、同表の8の項を同表の7の項とし、同表の9の項中「児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報（以下「児童扶養手当関係情報」という。）、児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当の支給に関する情報（以下「児童手当関係情報」という。）又は」を削り、同項を同表の8の項とし、同表の10の項中「、川崎市小児医療費助成条例」を「又は川崎市小児医療費助成条例」に改め、「又は外国人生活保護関係情報」を削り、同項を同表の9の項とし、同表の11の項を同表の10の項

とし、同表の12の項を同表の11の項とし、同表の13の項を削り、同表の14の項を同表の12の項とし、同表の15の項を同表の13の項とし、同表の16の項中「児童扶養手当関係情報」を「児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報（以下「児童扶養手当関係情報」という。）」に改め、同項を同表の14の項とし、同表の17の項を削り、同表の18の項から20の項までを3項ずつ繰り上げ、同表の21の項及び22の項を削り、同表の23の項を同表の18の項とし、同表の24の項を削り、同表の25の項から28の項までを6項ずつ繰り上げ、同表の29の項中「若しくは措置」を「又は措置」に改め、「又は外国人生活保護関係情報」を削り、同項を同表の23の項とし、同表の30の項を同表の24の項とし、同表の31の項を同表の25の項とし、同表の32の項中「児童手当関係情報」を「児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当の支給に関する情報」に改め、同項を同表の26の項とし、同表の33の項から36の項までを6項ずつ繰り上げる。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### 参考資料

#### 制 定 要 旨

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令の一部改正に伴い、特定個人情報を利用することができる場合について規定の整備を行うため、この条例を制定するものである。